

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売自主点検表

記入年月日		年 月 日 ()											
法 人 名													
代表者（理事長）名													
介護保険事業所番号		2	7									特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	
事業所	名称												
	所在地												
記入担当者職・氏名		(職)		(氏名)		連絡先電話番号		—		—			

☐ 自主点検表記載にあたっての留意事項

- (1) チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。
 (2) 「介護給付費関係」の項目において、非該当の項目は斜線をしてください。

I (基本方針)

項 目	内 容	適	不適	根拠
1 基本方針	運営方針は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものであるか。	☐	☐	府 基 準 267
(介護予防)	運営方針は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	☐	☐	府予基準 256
2 指定居宅サービス事業者等集団指導	当該年度に大阪府が実施する指定居宅サービス事業者等集団指導を受講し、その内容を理解するよう努めているか。	☐	☐	

II (人員に関する基準)

項 目	内 容	適	不適	根拠
1 専門相談員の員数・資格	・前月の人数は常勤換算方式で、2名以上か。 常勤換算数の算出方法は以下の通り A 非常勤従業員の週平均の勤務時間の合計 (時間) B 常勤の従業員が1週間の間に勤務すべき時間数 (時間) C $A \div B = (\quad \text{人})$ 小数点第二位以下切り捨て 常勤換算数 = 常勤の従業員の人数 + C = (人) ※常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、週 32 時間を下回る場合は 32 時間とする。 ※「育児・介護休業法」の短縮措置が講じられている者については、30 時間として取扱い可能。	☐	☐	老企第 25 号 3-12-1 府基準 268 府予基 準 257 法施行 令第 4 条

	・サービスの提供は、専門相談員の資格を有する従業者が行っているか。(下表に前月分の人数記載の上、チェック) <table><tr><th>勤務形態 資格</th><th>常 勤 (人)</th><th>非 常 勤 (人)</th></tr><tr><td>介護福祉士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>義肢装具士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>保 健 師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>看 護 師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>准 看 護 師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>理学療法士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>作業療法士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>社会福祉士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>指定講習会修了者</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td></tr></table> ※専門相談員の資格：介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士及び福祉用具専門相談員指定講習修了者 ※下記の事業所が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、一つの事業の基準を満たすことをもって、他のすべての事業の基準を満たしているものとみなす。 1. 福祉用具貸与 2. 介護予防福祉用具貸与 3. 特定福祉用具販売 4. 特定介護予防福祉用具販売 指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2以上とされているが、当該指定特定福祉用具販売事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定特定福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で、2人でもって足りるものである。	勤務形態 資格	常 勤 (人)	非 常 勤 (人)	介護福祉士			義肢装具士			保 健 師			看 護 師			准 看 護 師			理学療法士			作業療法士			社会福祉士			指定講習会修了者			合 計			☐	☐	
勤務形態 資格	常 勤 (人)	非 常 勤 (人)																																			
介護福祉士																																					
義肢装具士																																					
保 健 師																																					
看 護 師																																					
准 看 護 師																																					
理学療法士																																					
作業療法士																																					
社会福祉士																																					
指定講習会修了者																																					
合 計																																					
2 管 理 者	・常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。職務を兼務している場合は、以下のとおりで、管理業務に支障がないか。 イ 当該事業所の福祉用具専門相談員としての職務に従事する場合 ロ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、その当該特定福祉用具販売事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合（訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該特定福祉用具販売事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。） 兼務状況(事業所：) (職種：)	☐	☐	老企第25号 3-12-1 府基準269 府予基準258																																	

Ⅲ（設備に関する基準）

項 目	内 容	適	不適	根拠
1 専用区画 ・ 平面図	・ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。また、利用申込の受付・相談等に対応できる適切なスペースを確保しているか。 ※事務室……適切なスペースが確保されていること。 ※相談室……利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保されていること。また、遮へい物の設置（壁、パーテーションによるもののほか、つい立や家具等によるものも可）により、相談内容が漏洩しないように配慮されたものであること。	☐	☐	老企第 25 号 3-12-2 府基準 270 府予基準 259
	・ 専用区画に変更がある場合（指定申請時点及びその後に変更届出が提出されている場合はその時点）遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。 ※ 事務室内の単なる備品の配置換え、レイアウト変更など、軽微な変更は届出不要。	☐	☐	法 75 則 131 法 115 の 5 則 140 の 22
2 設備及び備品等 ・ 設備、備品台帳	・ 指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品を備えているか。 ※利用者にかかる各種記録類等を保管するものにあつては、個人情報の漏洩防止の観点から配慮されたものになっているか。 ※手指を洗浄するための設備等、感染症予防のための設備、備品（洗面、消毒薬など）	☐	☐	
3 設備に関する基準の みなし規定 ・ 事前に対象事業所の基準を調査	・ みなし指定の場合、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているか。	☐	☐	

上記、「2 設備及び備品等」についての具体例は以下のとおり。

- 保管庫（書類、衛生材料等）
 ※ 利用者にかかる各種記録類等を保管するものにあつては、個人情報の漏洩防止の観点から配慮されたもの（扉がガラスでないもの、施錠可能なもののほか）が望ましい。
- 手指を洗浄するための設備等、感染症予防のための設備、備品（洗面、消毒薬など）。
- 訪問に際して携行するもの（ガーゼ等の衛生材料、消毒薬、ディスポーザブルの手袋など）
- パソコン（インターネットを活用した情報収集等を行う観点から、設置されていることが望ましい。）

IV（運営に関する基準）

項 目	内 容	適	不適	根拠																										
1 内容及び手続の説明及び同意 ・ 重要事項証明書 ・ 運営規定 ・ 契約書	■内容及び手続の説明（重要事項説明）について ・ サービスの提供開始前に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行っているか。	☐	☐	老企第 25 号 3-1-3-(2) 府基準 10 （準 277） 府予基準 52 の 2（準 264）																										
	・ 重要事項説明書と運営規程間で内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違していないか。	☐	☐																											
	・ 重要事項説明書には、利用申込者がサービスを選択するために重要な事項（下表で確認）を記載しているか。 （重要事項記載事項例）	☐	☐																											
	<table><tr><td>事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など）</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法など）</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>管理者氏名及び従業員の勤務体制</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>提供するサービスの内容及その料金について</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>その他費用（交通費など）について</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>利用料、その他費用の請求及び支払い方法について</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>専門相談員等の勤務体制</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>緊急時の対応方法</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>高齢者の虐待防止に関する項目</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口苦情・談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など）</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>サービス内容の見積もり（サービス提供内容及び利用者負担額の目安など）</td><td>有 ・ 無</td></tr></table>				事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など）	有 ・ 無	運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法など）	有 ・ 無	管理者氏名及び従業員の勤務体制	有 ・ 無	提供するサービスの内容及その料金について	有 ・ 無	その他費用（交通費など）について	有 ・ 無	利用料、その他費用の請求及び支払い方法について	有 ・ 無	専門相談員等の勤務体制	有 ・ 無	秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について	有 ・ 無	事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）	有 ・ 無	緊急時の対応方法	有 ・ 無	高齢者の虐待防止に関する項目	有 ・ 無	苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口苦情・談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など）	有 ・ 無	サービス内容の見積もり（サービス提供内容及び利用者負担額の目安など）	有 ・ 無
	事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など）				有 ・ 無																									
運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法など）	有 ・ 無																													
管理者氏名及び従業員の勤務体制	有 ・ 無																													
提供するサービスの内容及その料金について	有 ・ 無																													
その他費用（交通費など）について	有 ・ 無																													
利用料、その他費用の請求及び支払い方法について	有 ・ 無																													
専門相談員等の勤務体制	有 ・ 無																													
秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について	有 ・ 無																													
事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）	有 ・ 無																													
緊急時の対応方法	有 ・ 無																													
高齢者の虐待防止に関する項目	有 ・ 無																													
苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口苦情・談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など）	有 ・ 無																													
サービス内容の見積もり（サービス提供内容及び利用者負担額の目安など）	有 ・ 無																													
■重要事項説明における電磁的方法による交付について ・ 交付を電磁的方法による場合、適切な方法により交付されているか。 ＜方法＞ ◎利用申込者又は家族からの申出があった場合、文書の交付に代えて、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができるが、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ておく必要がある。 ◎事業所が用いる電磁的方法は以下①や②の方法による必要がある。 ①電子情報処理組織を使用する方法 ※この場合は、以下のイ、ロのいずれかである必要がある。 イ事業者の電子計算機と利用申込者又は家族の使用の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ事業者の電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を、電気通信回線を通じて利用申込者又は家族の閲覧に供し、当該利用申込者又は家族の電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法 ②電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 ※①又は②の方法は、利用申込者又は家族がファイルへの記録を出力することによって文書を作成することができるものでなければならない。																														
■同意について ・ サービスの内容及び利用料金等について利用者の同意を得ているか。 Ex. 契約書への利用者又は家族の署名 （契約の内容は、不当に利用者の権利を侵害若しくは制限するものとなっていないか。） ※同意は書面によって確認することが望ましい	☐	☐																												

2 サービス提供拒否の禁止 ・ サービス提供に関する記録及び日誌等	・ 正当な理由なくサービス提供を拒否していないか。 ※要介護度や所得の多寡等を理由にサービスの提供を拒否していないか。 (提供を拒むことのできる正当な理由) ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難な場合である。 ・ 正当な理由により、サービス提供を拒否した場合は、その内容を記録しているか。 (サービス提供を拒否したことの正当性を明らかにしておくためにも記録をすることが望ましい。) 新型コロナウイルス感染が拡大している地域の家族等の接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しない。 (令和3年2月8日事務連絡)	□	□	老企第25号 3-1-3-(3) 府基準11 (準277) 府予基準52の3(準264)
3 サービス提供困難時の対応	・ サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者の紹介を速やかに行っているか。	□	□	老企第25号 3-1-3-(4) 府基準12 (準277) 府予基準52の4(準264)
4 受給資格等の確認 ・ 被保険者の写し	・ 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 (確認の具体的な方法：) 被保険者証の写し若しくはその内容を記録したものが整備されているか。	□	□	老企第25号 3-1-3-(5) 府基準13 (準277) 府予基準52の5(準264)
	・ 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供を行うに際し、その意見を考慮するよう努めているか。	□	□	
5 要介護認定等の申請に係る援助	・ 利用申込者が要介護認定等を受けていない場合に、要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。	□	□	老企第25号 3-1-3-(6) 府基準14 (準277) 府予基準52の6(準264)
	・ 有効期間が終了する30日前には要介護認定の更新申請が行われるように必要な援助を行っているか。	□	□	
6 心身の状況等の把握 ・ サービス担当者会議の要点	・ サービス担当者会議等を通じ、利用者の心身の状況や置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	□	□	府基準15 (準277) 府予基準52の7(準264)
7 居宅介護支援事業者等との連携	・ サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	□	□	府基準16 (準277) 府予基準52の8(準264)
	・ サービスの提供開始後も居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図っているか。	□	□	
8 居宅サービス計画に適合したサービスの提供 ・ 居宅サービス計画 ・ 福祉用具販売計画 ・ サービス提供記録、日誌等	・ 居宅サービス計画が作成されている場合には、居宅サービス計画に適合したサービス提供をしているか。	□	□	府基準18 (準277) 府予基準52の10 (準264)

9 居宅サービス計画等の変更の援助 ・ 居宅サービス計画	・ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合を含む。）は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助（支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明など）を行っているか。	☐	☐	老企第 25 号 3-1-3-(8) 府基準 19 （準 277） 府予基準 52 の 11 （準 264）
10 身分を証する書類の携行	・ 従業者に身分証明証（事業所の名称、専門相談員等の氏名、写真、職種を記載したもの）や名札を携行させ、利用者の申し出により提示するように指導しているか。	☐	☐	老企第 25 号 3-1-3-(9) 府基準 20 （準 277） 府予基準 52 の 12 （準 264）
11 サービス提供の記録 ・ サービス提供に関する記録・日誌等	・ 提供日、提供した具体的サービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しているか。また、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供しているか。 ※「その他の適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する、手帳等に記載するなどの方法である。	☐	☐	老企第 25 号 3-12-3-(1) 府基準 271 府予基準 260
	・ 利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供しているか。 ※「その他の適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する、手帳等に記載するなどの方法である。	☐	☐	
12 販売費用の額等の受領	・ 事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けているか。 ※「販売費用の額」とは、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。 （利用者から支払いを受けることのできる費用） 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 二 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	☐	☐	老企第 25 号 3-12-3-(2) 府基準 272 府予基準 261
	・ 事業者は、費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	☐	☐	
13 保険給付の申請のための書類の交付 ・ パンフレット等	・ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。 1 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称（有・無） 2 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書（有・無） 3 領収書（有・無） 4 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要（有・無）	☐	☐	老企第 25 号 3-12-3-(3) 府基準 273 府予基準 262
14 領収証の交付 ・ 領収証控	・ 利用料等の支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付しているか。	☐	☐	法 41 条 8
	・ 領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用についてはさらに個別の費用ごとに区分して記載しているか。	☐	☐	
	・ 償還払いとなる利用者に対し領収証の交付を行っているか。	☐	☐	
15 福祉用具販売の取扱方針	・ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行なわれているか。	☐	☐	老企第 25 号 3-11-3-(2)

・ 居宅サービス提供記録、日誌等	・ 清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しているか。	☐	☐	)、3-12-3-(4) ①～③、4-3-10-(1) (2) 府基準 255 (準 277)、274 府予基準 265、266
	・ 特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ているか。	☐	☐	
	・ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行っているか。	☐	☐	
	・ 販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。	☐	☐	
	・ 利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行なっているか。 ※特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。	☐	☐	
	・ 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めているか。	☐	☐	
	・ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。	☐	☐	
	・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	☐	☐	
(特定介護予防福祉用具販売の取扱方針)	・ 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。 ※居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。	☐	☐	
	・ 特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	☐	☐	
	・ 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。	☐	☐	
	・ 特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ているか。	☐	☐	
	・ 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行っているか。	☐	☐	

	・販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行なっているか。	☐	☐	
	・利用者の身体の状態等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行なっているか。 ※特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。	☐	☐	
	・利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めているか。	☐	☐	
	・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。	☐	☐	
	・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	☐	☐	
	・介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。 ※居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。	☐	☐	
(質の評価)	・提供するサービスの質について、自己評価とそれに基づく改善を行っているか。 (提供された介護サービスについては、目標設定の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価をおこない改善を図らなければならない) ※自己評価については、「福祉サービスの第三者評価」における高齢福祉分野の大阪府における評価基準項目（大阪府 HP 掲載）を参考に行うこと。	☐	☐	
16 特定福祉用具販売計画の作成 ・居宅サービス計画 ・サービス提供記録、日誌等	・特定福祉用具販売計画は、利用者ごとに作成しているか。 指定福祉用具貸与の利用がある場合は、特定福祉用具貸与計画と一体的に作成されているか。	☐	☐	老企第 25 号 3-12-3-(4) ④、 4-3-10-(3) H24.3.16Q A101 府基準 275 府予基準 267
	・特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等が記載されているか。 その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載しているか。 ※福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項 ・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等） ・福祉用具が必要な理由 ・福祉用具の利用目標 ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由 ・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）	☐	☐	
	・特定福祉用具販売計画は、居宅サービス計画に適合するよう作成されているか。 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に適合するよう特定福祉用具販売計画を立案しているか。	☐	☐	
	・特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されており、特定福祉用具販売計画の作成にあたり、その内容等を説明した上で利用者の同意を得ているか。また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しているか。	☐	☐	

	- 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも1回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。 - なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用に際しては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	☐	☐	
(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)	- 特定介護予防福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等が記載されているか。 - その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載しているか。	☐	☐	
	- 特定介護予防福祉用具販売計画は、介護予防サービス計画に適合するように作成されているか。 - 介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、介護予防福祉用具貸与計画と一体的に作成されているか。	☐	☐	
	- 特定介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されており、特定介護予防福祉用具販売計画の作成にあたり、その内容等を説明した上で利用者の同意を得ているか。 - また、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しているか。	☐	☐	
	- 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも1回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。 - なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用に際しては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	☐	☐	
17 利用者に関する市町村への通知	- 利用者について、次のいずれかに該当する状況が生じたことがあったか。 ●正当な理由なしに福祉用具の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ●偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	☐	☐	老企第25号 3-1-3-(15) 府基準28 (準277) 府予基準53の3(準264)
・ サービス提供に関する記録・日誌等	上記の状況があった場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知したか。	☐	☐	
18 管理者の責務	- 管理者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 - 管理者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	☐	☐	老企第25号 3-2-3-(4) 府基準57 (準277)、 府予基準55(準264)

19 運営規程 運営規定	運営規程には、次の事項が定められているか。 ・事業の目的及び運営の方針（有、無） ・従業員の職種、員数及び職務内容（※1）（有、無） ・営業日及び営業時間（有、無） ・指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額（※2）（有、無） ・通常の事業の実施地域（※3）（有、無） ・虐待の防止のための措置に関する事項（※4）（有、無） ・その他運営に関する重要事項（有、無） （※1）従業員の職種、員数及び職務内容 従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規定を定めるに当たっては、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）。 （※2）指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「販売費用の額」としては、法定代理受領サービスである指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額（1割負担）、法定代理受領サービスでない指定特定福祉用具販売の販売費用の額を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の販売費用の額については、その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規定には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。 （※3）通常の事業の実施地域 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。 （※4）虐待の防止のための措置に関する事項 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 虐待の防止に係る措置は、令和6年4月1日より義務化された。（「31 虐待の防止」参照。）	☐	☐	老企第 25 号 3-11-3-(4) 府基準 258 (準 277) 府予基準 244 (準 264)
20 勤務体制の確保 - 勤務表 - 辞令・雇用契約書 - 出勤簿・タイムカード	・利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供できるよう、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員等の勤務の体制を定めているか。 ※指定特定福祉用具販売事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしているか。 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定福祉用具販売事業の従業員によって指定特定福祉用具販売を提供しているか。 ※特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第3者に行わせることが認められるものとしたものであること。	☐	☐	老企第 25 号 3-6-3-(5) 府基準 109 (準 277) 府予基準 122 の 2-1・2 (準 264)
（研修機会の確保） 研修に関する記録	従業員の資質向上のため、計画的な研修を実施しているか。 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。	☐	☐	老企第 25 号 3-11-3-(5) 府基準 259 (準 277) 府予基準 245 (準 264)
		☐	☐	

(ハラスメント対策) ・ 体制の整備について記載された規程等 ・ 相談対応の方法がわかるもの ・ 研修資料等	・ 適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、指定福祉用具貸与員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。 ※事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（パワーハラスメント指針）」において規定されているとおりであるが、特に以下の内容に留意すること。 ○職場におけるハラスメントの内容や行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 ○相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。 【事業主が講じることが望ましい取組について】 パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、以下が規定されている。 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等） 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、事業主は、ハラスメント防止のうえで必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策の手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。	□	□	
---	--	--------------	--------------	--

21 業務継続計画の策定等 ・ 業務継続計画 ・ 研修、訓練に関する資料等	・ 指定特定福祉用具販売事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るために、次にかかる措置を講じているか。 ※令和6年4月1日より義務化された。 ・ 業務継続計画を策定（※1）しているか。（有 ・ 無） ・ 定期的に業務継続計画の見直しをしているか。（場合によっては変更も）（有 ・ 無） ・ 福祉用具専門相談員へ業務継続計画の周知をしているか。（有 ・ 無） ・ 福祉用具専門相談員への定期的な研修及び訓練（※2）を実施しているか。（有 ・ 無） （※1）業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 また、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照し、地域の実態に応じて設定すること。（感染症と災害の計画を一体的に策定することは可能。） ● 感染症に係る業務継続計画 - a 平時からの備え（体制構築、整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） - b 初動対応 - c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連家、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ● 災害に係る業務継続計画 - a 平常時の対応（建物、設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） - b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） - c 他施設及び地域との連携 （※2）【研修の内容について】 ● 感染症や災害が発生した場合には、従事者が連携し取り組むことが求められることから、研修、訓練の実施にあたっては、すべての従業員が参加できるようにすることが望ましい。 ● 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の相合に係る理解の励行（れいこう）を行うものとする。 ● 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 ● 研修の実施内容については記録すること。 ● 感染症の業務継続計画に係る研修は、感染症の予防およびまん延の防止のための研修との一体的実施も可。 【訓練について】 ● 感染症は災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施すること。 ● 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の一体的実施も可。 ● 実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。 ※1 及び 2 の業務継続計画の策定、研修、訓練の実施は、他のサービス事業者との連携等により行うことも可。	☐	☐	
22 適切な研修の期間の確保並びに福祉用具専門相	・ 従業員の資質向上のため、計画的な研修を実施しているか。	☐	☐	老企第 25 号

談員の知識及び技能の向上等 ・ 研修に関する記録	・ 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定特定福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。	☐	☐	3-11-3-(6) 府基準 259(準 277) 府予基準 245(準 264)
23 特定福祉用具の取扱種目	・ 事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。	☐	☐	府基準 260 (準 277) 府予基準 246(準 264)
24 衛生管理等 ・ 健康診断記録	・ 従業員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。 ※従業員（常勤・非常勤）の健康診断結果の管理を行なっているか。	☐	☐	老企第 25 号
	・ 事業所の設備、備品の衛生管理を行っているか。 (対策の具体的内容：)	☐	☐	3-1-3-(23) 府基準 34 (準 277) 府予基準 56 の 3(準 264)

(感染症の発生・まん延防止のための取組み) ・ 委員会の議事録 ・ 指針 ・ 研修、訓練に関する資料等	・ 指定福祉用具貸与事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次にかかる措置を講じているか。 ※令和6年4月1日より義務化された。 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下、感染対策委員会 ※1）をおおむね6月に1回以上開催しているか。 （有・無） ・ 上記委員会の結果を福祉用具専門相談員等に周知徹底しているか。（有・無） ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針（※2）を整備しているか。 （有・無） ・ 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（※3）を定期的実施しているか。 （有・無） （※1）感染対策委員会について ● 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 ● 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要。 ● 委員会の開催は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができる。（この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。） ● 感染対策委員会と他の会議体を一体的に設置・運営するや、他の事業者との連携等により行うことが可能。 （※2）感染症の予防及びまん延の防止のための指針について ● 指針には、平常時及び発生時の対策を規定すること。 ● 平常時の対策として、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等が想定される。 ● 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課との連携、行政等への報告等が想定され、これらを整備し、指針に明記しておくことが必要。 （その他、平常時対策や感性発生時の対応については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照のこと。） （※3）感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について 【研修について】 ● 福祉用具専門相談員に対する研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う。 ● 職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。 ● 研修の実施内容については、記録する必要がある。 （研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うことも可能。 【訓練について】 ● 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練を定期的（年1回以上）に行うこと。 ● 感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること。 ● 実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。	□	□	
--	--	--------------	--------------	--

25 掲示及び目録の備え付け	・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者（福祉用具専門相談員等）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。なお、事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることは可（※1）。 ●掲示すべき内容（項目は重要事項説明書と同じ） ①運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、サービス提供方法など） ②従業者の勤務体制（※2） ③秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について ④事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む） ⑤苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など） ⑥提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） （※1）重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者またはその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所に備えることで掲示に代えることができるもの。 （※2）職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、福祉用具専門相談員の氏名まで掲示することを求めるものではない。	☐	☐	府基準 262(準 277) 府予基準 248(準 264)
26 秘密保持等 ・ 就業規則 ・ 雇用契約書 ・ 誓約書・同意書	・従業者は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしていないか。 ・従業者であった者が、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じているか。 ※ 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めておくなどの措置を講じているか。 ※ 従業員の在職中及び退職後の秘密保持のため、就業規則、雇用契約、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われているか。 ・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 （同意書様式：有 無、利用者：有 無、利用者の家族：有 無） ※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 ※大阪府個人情報保護条例において、個人情報とされているものを用いる場合、家族の同意が必要	☐	☐	老企第 25 号 3-1-3-(25) 府基準 36 (準 277) 府予基準 56 の 5(準 264)
27 広 告 ・ パンフレット	・内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。 【広告媒体】 新聞（折込広告を含む。）・ラジオ・テレビ・ダイレクトメール・屋外広告物（看板・のぼり・横断幕・懸垂幕・アドバルーン・社内吊広告など）・インターネット ほか	☐	☐	府基準 37 (準 277) 府予基準 56 の 6(準 264)
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	・居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	☐	☐	老企第 25 号 3-1-3-(27) 府基準 38 (準 277) 府予基準 56 の 7(準 264)

29 苦情処理 ・ 苦情に関する記録 ・ 重要事項証明書	・ 提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。 ※「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。	☐	☐	老企第 25 号 3-1-3-(28) 府基準 39 (準 277) 府予基準 56 の 8(準 264)
	・ 苦情があった場合には、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しているか。	☐	☐	
	・ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っているか。	☐	☐	
	・ 市町村及び国保連から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行っているか。また、改善内容について求めがあった場合には、報告を行っているか。	☐	☐	
(地域との連携等)	・ 提供した福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業(※)に協力するよう努めているか。 ※「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。	☐	☐	老企第 25 号 3-1-3-(29) 府基準 40 (準 277) 府予基準 56 の 9(準 264)
	・ 指定特定福祉用具販売事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定特定福祉用具販売を提供する場合、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定特定福祉用具販売の提供を行うよう努めているか。	☐	☐	
30 事故発生時の対応 ・ 事故に関する記録 ・ マニュアル ・ ヒヤリハット	・ サービス提供時に事故が発生した場合、事故に対応した適切な処置をとるとともに、利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うなどの体制をとっているか。 ※利用者に対する特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定特定福祉用具販売事業者が定めておくことが望ましいこと。 ※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	☐	☐	老企第 25 号 3-1-3-(30) 府基準 41 (準 277) 府予基準 56 の 10 (準 264)
	・ 事故が生じた際には事故の状況及び事故が起こった際に行った処置を記録しているか。 ※事故・ひやりはっと事例報告に係る様式が作成されているか。又は事故・ひやりはっと事例報告に係る様式に記録されているか。その記録を保存しているか。	☐	☐	
	・ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ・ 保険加入、賠償資力を有することが望ましい。	☐	☐	
31 虐待の防止 ・ 研修記録	・ 従業員に対して高齢者虐待防止のための措置を講じているか。 措置の具体的な内容： ☐ 研修 ※定期的な開催については、経過措置あり。(以下の委員会の開催等を参照のこと。) ☐ 苦情処理体制の整備 ☐ その他 ()	☐	☐	高齢者虐待防止法 第 20 条 第 21 条
	・ 従事者による利用者への虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報しているか。	☐	☐	

(委員会の開催等) ・ 委員会の開催、周知方法等、その状況がわかるもの ・ 指針 ・ 研修資料 ・ 担当者の氏名が記載された規程等	・ 指定特定福祉用具販売事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。 ※令和6年4月1日より義務化された。 ○虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下、虐待防止検討委員 ※1）を定期的に開催しているか。（テレビ電話装置等を活用し実施可） （ 有 ・ 無 ） ○上記委員会の結果を、福祉用具専門相談員に周知徹底しているか。 （ 有 ・ 無 ） ○虐待の防止のための指針（※2）を整備しているか。（ 有 ・ 無 ） ○福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修（※3）を定期的に実施しているか。 （ 有 ・ 無 ） ○上記委員会等を適切に実施するため担当者（※4）を置いているか。 （ 有 ・ 無 ） <u>（※1）虐待防止検討委員会について</u> ● 虐待防止検討委員会は、虐待当の発生の防止、早期発見や虐待等が発生した場合は再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成すること。 ● 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要。（虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。） ● なお、虐待等の事案は、虐待等に係る諸般の事情が、複雑から機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じ慎重に対応することが必要。 ● 虐待防止検討委員会と他の会議体を一体的に設置、運営しても可。 ● 他のサービス事業者との連携等により行うことも可。 ● 委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。（この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。） ● 虐待防止検討委員会で検討すべき具体的な事項は以下のとおりであり、事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等の検討結果については、従業者に周知徹底を図る必要がある。 - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること - ロ 指針の整備に関すること - ハ 職員研修の内容に関すること - ニ 従業者が相談、報告できる体制整備に関すること - ホ 虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に実施されるための方法に関すること - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること - ト 再発の防止策を講じた際、その効果についての評価に関すること <u>（※2）虐待の防止のための指針について</u> ● 指針については、次のよう項目を盛り込むこと。 - イ 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 - ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 - ハ 虐待防止のための職員研修に関する基本的方針 - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 - ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 - チ 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項 - リ その他虐待防止の推進のために必要な事項	□	□	老企第25号 第 3-1-3-(31) 府基準 41 条の2 府基準附 則 2 (準 264)
---	---	--------------	--------------	--

	(※3) 虐待防止のための従業者に対する研修について ● 研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及、啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待防止の徹底を行う。 ● 職員教育を徹底させていくために、指定特定福祉用具販売事業所は、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する必要がある。 ● 研修の実施内容は、記録に残す。 ● 研修の実施は、事業所内での実施で可。 (※4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者について ● 虐待防止するための体制として、(※1)～(※3)までの措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要であり、当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。			
32 会計の区分 ・ 会計関係書類	事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具販売（介護予防福祉用具販売）とその他の事業とに区分して会計処理しているか。 ※ 具体的な会計処理の方法等については、下記を参照すること。 ● 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（H13.3.28老振発第18号） ● 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（H24.3.29老高発0329第1号） ● 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（H12.3.10老計第8号）	☐	☐	老企第25号 3-1-3-(32) 府基準42 （準277） 府予基準56の11 （準264）
33 記録の整備 ・ 各種記録 府独自基準	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 利用者に対する特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、サービス提供の日から5年間保存しているか。 ① 特定福祉用具販売計画 ② 提供した利用者ごとの具体的なサービスの内容等の記録 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※その完結の日とは、当該利用者の利用終了時（契約終了時や死亡時など）のこと	☐	☐	老企第25号 3-12-3-(8) 府基準276 府予基準263
34 変更届出の手続	・ 下記について、変更があった場合、速やかに変更届出を府へ提出しているか。 ※変更した日から10日以内に提出すること。 ※制度改正により変更が必要となったものは都度変更の届出は不要であり、以下の項目に変更があった場合にあわせて届出すれば足りる。 ● 事業所の名称・所在地 ● 申請者の名称 ● 主たる事務所の所在地及びその代表者の氏名・生年月日・住所・職名 ● 申請者の定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ● 事業所の平面図 ※事務室内の単なる備品の配置換え、レイアウト変更など、軽微な変更は届出不要。 ● 事業所の管理者の氏名・生年月日・住所・経歴 ● 運営規程	☐	☐	法75 則131 法115の5 則140の22

35 電磁的記録等	・作成・保存等、府条例の規定において書面（※1、以下同じ）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（※2、以下同じ）により行うことができるが、行う場合、以下に留意したうえで行っているか。 （※1）書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、その他文字、図形等、人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 （※2）電子的方式、磁気的方式などの電子計算機により情報処理の用に供されるものをいう。 <留意すべき点> ●電磁的記録による作成 電磁的記録による作成は、事業者等の使用にかかる電子計算機（パソコン等、以下同じ。）に備えられたファイルに記録する方法や磁気ディスク等にて調製する方法で行う。 ●電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 □ 作成された電磁的記録を事業者等が使用する電子計算機のファイルまたは磁気ディスク等のファイルによって保存する方法 □ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的木蠟を事業者等の電子計算機のファイルまたは磁気ディスクのファイルにより保存する方法 ●電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」や厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	□	□	
	・交付、説明、同意、承諾、締結等のうち、府条例で、書面で行うことと規定されているもの又は想定されているものについては、交付等の相手方の承諾を得た場合、書面に代えて電磁的記録により行うことができるが、行う場合、いかに留意した上で行っているか。 ※4の受給資格等の確認は電磁的方法による確認は不可。 <留意すべき点> ①電磁的方法による交付 IV（運営に関する基準）の1に準じた方法によること。 ②電磁的方法による同意 例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等による。 ③電磁的方法による締結 利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。 ④その他、電磁的方法により行うことができるものについても①～③に準じた方法で行うこと。 ⑤電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」や厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	□	□	

(介護サービスの情報公表)

項 目	内 容	適	不適	根拠
介護サービスの情報の公表について ※介護サービスの情報について報告をしていない場合	介護サービス事業者は、一定の場合、提供する介護サービスにかかる介護サービス情報を、都道府県知事に報告する必要があるが報告しているか。 ※介護サービス情報公表システムに登録している緊急連絡先は、最新の情報になっているか。(ID、パスワードは必要な職員間で共有されているか。)	☐	☐	

【参 考】

(介護サービス情報の報告及び公表)

第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

(略)

V（業務管理体制の整備）

項 目	内 容	適	不適	根拠																
1 業務管理体制整備に係る届出書の提出	事業者（法人）において、①～③の区分に応じ、業務管理体制を整備するとともに、当該整備に係る事項を記載した届出書を、所管庁に提出しているか。 ① 法令遵守責任者の選任 【全ての法人】 法令遵守責任者の届出 済 ☐ 未済 ☐ 所属・職名 _____ 氏名 _____ ② 法令遵守規程の整備 【事業所（施設）数が 20 以上の法人のみ】 ①に加えて、規程の概要の届出 済 ☐ 未済 ☐ ③ 業務執行の状況の監査の定期的な実施 【事業所（施設）数が 100 以上の法人のみ】 ①及び②に加えて、監査の方法の概要の届出 済 ☐ 未済 ☐ 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ているか。 ※事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合は届出不要。	☐	☐	法 115 の 32 則 140 の 39 則 140 の 40																
【所管庁（届出先）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>届出先</th><th>区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 大阪府知事</td><td>1. 指定事業所又は施設が府域のみに所在する事業者（除く(2)から(5)） 2. 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、主たる事務所が府域に所在する事業者</td></tr> <tr> <td>(2) 本社所在地のある都道府県知事</td><td>・指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する場合で、(1)の2以外の事業者</td></tr> <tr> <td>(3) 市町村長</td><td>・地域密着型サービス（介護予防を含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市内に所在する事業者</td></tr> <tr> <td>(4) 大阪市長</td><td>・指定事業所又は施設が大阪市のみに所在する事業者</td></tr> <tr> <td>(5) 堺市長</td><td>・指定事業所又は施設が堺市のみに所在する事業者</td></tr> <tr> <td>(6) 高槻市長、東大阪市長、 豊中市長、枚方市長、八尾市長、 寝屋川市長、吹田市長</td><td>・指定事業所又は施設が左記の市のみに所在する事業者 (※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は、大阪府知事)</td></tr> <tr> <td>(7) 厚生労働大臣</td><td>・指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、3つ以上の地方厚生局の管轄区域にまたがる事業者</td></tr> </tbody> </table>					届出先	区分	(1) 大阪府知事	1. 指定事業所又は施設が府域のみに所在する事業者（除く(2)から(5)） 2. 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、主たる事務所が府域に所在する事業者	(2) 本社所在地のある都道府県知事	・指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する場合で、(1)の2以外の事業者	(3) 市町村長	・地域密着型サービス（介護予防を含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市内に所在する事業者	(4) 大阪市長	・指定事業所又は施設が大阪市のみに所在する事業者	(5) 堺市長	・指定事業所又は施設が堺市のみに所在する事業者	(6) 高槻市長、東大阪市長、 豊中市長、枚方市長、八尾市長、 寝屋川市長、吹田市長	・指定事業所又は施設が左記の市のみに所在する事業者 (※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は、大阪府知事)	(7) 厚生労働大臣	・指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、3つ以上の地方厚生局の管轄区域にまたがる事業者
届出先	区分																			
(1) 大阪府知事	1. 指定事業所又は施設が府域のみに所在する事業者（除く(2)から(5)） 2. 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、主たる事務所が府域に所在する事業者																			
(2) 本社所在地のある都道府県知事	・指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する場合で、(1)の2以外の事業者																			
(3) 市町村長	・地域密着型サービス（介護予防を含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市内に所在する事業者																			
(4) 大阪市長	・指定事業所又は施設が大阪市のみに所在する事業者																			
(5) 堺市長	・指定事業所又は施設が堺市のみに所在する事業者																			
(6) 高槻市長、東大阪市長、 豊中市長、枚方市長、八尾市長、 寝屋川市長、吹田市長	・指定事業所又は施設が左記の市のみに所在する事業者 (※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は、大阪府知事)																			
(7) 厚生労働大臣	・指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、3つ以上の地方厚生局の管轄区域にまたがる事業者																			

VI（介護給付費関係）

項 目	内 容	適	不適	根拠
1 端数処理 【介護予防同様】	・金額換算の際の端数処理 ※算定された金額に生ずる1円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てているか。	☐	☐	老企第36号 2-1-(1) ②
2 支給限度額 【介護予防同様】	・支給限度額の10万円を超えて販売されていないか。 ※同一支給限度額管理期間内（4月1日から3月31日の1年間）は、用途及び機能が著しく異なる場合、並び破損や要介護状態の変化等の特段の事情がある場合を除き、同一種別につき1回の支給に限られる。	☐	☐	平成12 年厚告 34
3 福祉用具種目 【介護予防同様】	・福祉用具の種目は、次のいずれかに該当しているか。 1 腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。） 2 自動排泄処理装置の交換可能部品 3 入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 一 入浴用椅子 二 浴槽用手すり 三 浴槽内椅子 四 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの 五 浴室内すのこ 六 浴槽内すのこ 七 入浴用介助ベルト 4 簡易浴槽 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの 5 移動用リフトのつり具の部分	☐	☐	平成11 年厚告 94 老企第 34号第1 老振発 第 0410001 号